

## ■エネルギー・環境ワーキング・グループ検討項目一覧表

## 1. 「エネルギーの安定供給」「エネルギーの地産地消」関係

WG優先項目	No.	分野	事項名	規制の現状と課題	規制改革の内容(案)	根拠法令等	所管省庁
●	1	風力	風力発電の電気主任技術者選任における統括事業場の設置	メガソーラーの急速な導入等を背景に、再生可能エネルギー発電事業者において、電気主任技術者の確保が困難な状況が生じており、風力発電に関しても普及の障害となっているとの指摘があります。 一方、電気事業法施行規則第52条1項において、「発電所(原子力発電所を除く。)、変電所、需要設備又は送電線路若しくは配電線路を管理する事業場を統括する事業場」ごとに電気主任技術者を選任するよう定められていますが、現状、風力発電事業の多くにおいては、「統括する事業場」ごとの選任は認められていません。 こうした現状をふまえ、風力発電所等の実態に即した要件を明確にし「統括する事業場」ごとに電気主任技術者を選任することを可能とするよう検討が必要と考えます。	複数の風力発電所及び変電所を直接統括する事業場に電気主任技術者を選任することで、個別の風力発電所及び変電所における電気主任技術者の選任に替えることができる要件について、風力発電所等の実態を踏まえ、検討し、結論を得るべきである。	電気事業法施行規則第52条1項	経済産業省
	2	風力	風力発電における第1種農地の転用規制の緩和	平成25年3月29日開催の第5回産業競争力会議において、佐藤テーマ別会合主査より「クリーンかつ経済的なエネルギー需給の実現に向けて」との資料が提出されました。これによると、再生可能エネルギーの中でも、相対的に低廉な発電コスト、産業振興効果、海外市場の広がりといった総合的な観点から特に風力発電の拡大が重要とされ、農地転用の簡素化が求められています。 一方、風力発電事業を目的とした農地転用は、現状、第一種農地については一切認められていません。しかし、風力発電設備はその規模に比して狭い土地に設置することが可能であり、また作業道の整備、観光客の誘致、売電収入シェアによる地元貢献など、むしろ農業振興に寄与している事例も多く存在することから、一定の条件を設けたうえで農地転用を可能とすべきではないかと考えます。	風力発電事業を目的とした第一種農地の転用について、農業振興に資する場合など、一定の条件を設けたうえで認めることについて検討し、結論を得るべきである。	農地法第5条2項 農地法施行令第10条 農地法施行規則第35条	農林水産省
●	3	太陽光	電気主任技術者による太陽光発電設備の定期点検の在り方に関する柔軟な検討	電気主任技術者による太陽光発電所の昇圧設備の点検頻度は、従来、年2回以上とされてきたところ、他の高圧受電設備と同様に月1回の点検に改めるよう、経済産業省において検討が行われています。 点検頻度の引き上げが必要な理由として、太陽光発電所の昇圧設備は他の高圧受電設備と類似しており、こうした類似設備の事故発生率を踏まえて同様の頻度での点検が必要であるとされています。 しかし、過去の昇圧装置の事故例が電気主任技術者による点検頻度の引き上げにより防げたものかなど、他の高圧受変電設備の点検回数に揃えるだけではない合理的根拠が示されていないのではないかと指摘もことから、こうした横並びの観点のみで点検頻度の引上げを議論するのではなく、事故例を分析したうえで、太陽光発電所の安全性、遠隔監視を始めとした技術の進展等を踏まえ、合理的な規制手法を検討すべきと考えます。 また、保安の確保の在り方を法令や告示等で細かく規定する考え方が、実態に沿わなくなっており、保安確保のための合理的・実効的な手法について事業者自身に追求させるような規制体系に改革すべきとの意見もあり、規制手法の検討にあたり考慮すべきと考えます。	電気主任技術者による太陽光発電の昇圧設備の点検頻度について、この見直しを検討するにあたっては、過去の事故例が点検頻度の引き上げにより防げたものかの分析に加え、太陽光発電所の安全性、遠隔監視をはじめとした技術の進展等を踏まえ、合理的な保安規制手法の在り方について、合理的根拠をもって検討し、結論を得るべきである。	平成15年経済産業省告示第249号(電気事業法施行規則第五十二条の二第一号ロの要件、第一号ハ及び第二号のロの機械器具並びに第一号ニおよび第二号のハの算定方法等並びに第五十三条第二項第五号の頻度に関する告示)	経済産業省

WG優先項目	No.	分野	事項名	規制の現状と課題	規制改革の内容(案)	根拠法令等	所管省庁
●	4	太陽光	太陽光発電に関する電気主任技術者の保安監督範囲の拡大	メガソーラーの導入が急速なスピードで進みつつあるなかで、高圧領域のみならず、特別高圧領域においても電気主任技術者の人員不足が顕在化しております(第三種電気主任技術者免状の交付を受けた後5年間、1万V以上の電気工作物の工事、維持及び運用の実務経験を有していれば、第二種電気主任技術者免状の交付を受けることが可能だが、第三種電気主任技術者のうち、5年間、1万V以上の電気工作物を実際に扱う者は限られており、また、そうした人材は電力会社等に偏在しているため、人員不足の解消には至らない)。太陽光発電は、水力、内燃力、ガスタービンなどの回転機型発電設備とは異なり、直交変換機(PCS)を介して発電を行う設備であり、緊急時には自ら設備を遮断するしくみを有しているなど、信頼性の高い機器である。このことを踏まえ、太陽光発電設備に限り、一定の安全保安教育を行うことを条件に、第三種電気主任技術者であっても、8万V未満の電気工作物の工事、維持及び運用を行うことを可能すべきではないかと考えます。	太陽光発電設備について、一定の安全保安教育を行うことを条件に、第三種電気主任技術者であって、8万V未満の電気工作物の工事、維持及び運用を行うことが可能な認定技術者の登録制度の導入につき検討し、結論を得るべきである。	電気事業法施行規則第56条	経済産業省
	5	地熱	地熱発電に係る優良事例形成のための連絡会議の設置	「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」(平成24年4月3日)において「優良事例の形成を図る中で得られる知見等に基づき、国立・国定公園内において風致景観や自然環境の保全と再生可能エネルギーの利用の高いレベルでの調和が図られる地熱開発についての検証を行う(平成24年度以降順次措置)」とされたところ。形成を図ることが期待される一方、既設の地熱発電所など、優良事例の考え方の検討に役立つ事例が多数存在することから、所管官庁である環境省と経済産業省が共同で、こうした事例を参考に、まず現実的な「優良事例」の考え方(何をもち現実に「優良事例」とするか、どのようなプロセスでいつまでに「優良事例」を形成するか等)を明確に示した上で、具体的かつ現実的な優良事例の形成を行うべきと考えます。	環境省の実施している「自然環境の保全と調和した地熱開発」についての検討について、環境保護と事業性確保の両立を含む多面的な観点から議論を深めるため、環境省と経済産業省による優良事例形成のための連絡会議を設置するべきである。	自然公園法	経済産業省 環境省
●	6	地熱	バイナリー発電設備に係るボイラー・タービン主任技術者の選任及び工事計画届出等の不要化範囲の見直し	小型地熱発電設備については、原則としてボイラー・タービン主任技術者の選任及び工事計画届出等が必要ですが、平成24年4月及び7月に、バイナリー発電設備で利用する熱源(1次系)が専ら輻射熱又は大気圧、100℃以下の水・蒸気である場合には、選任及び工事計画届出等を不要とする規制緩和が行われました。しかし、既存のバイナリー発電設備に関して、100℃を超える熱源でありながら、ボイラー・タービン主任技術者の選任等を行うと事業収支が悪化する等の理由により、100℃以下に冷ましてから利用している例があるとの指摘があることから、こうした事例を踏まえて改めて規制の見直しを実施すべきと考えます。また、バイナリー発電ではなく、小型のフラッシュタイプの地熱発電についても、電力安全小委員会(平成25年3月19日)にて、「検討に必要な高温温泉井に係るデータが確認できなかったこと」、「今回検討対象とした温泉蒸気を活用したフラッシュタイプ等の地熱発電を新たに導入したいとの具体的なニーズも確認できなかったこと」から、「現時点で、規制の見直し(選任不要範囲の拡大)を行うことはできない。ただし、引き続き高温温泉井のデータ等の確認を行い、必要なデータ等が得られた場合には規制の見直しを検討することとする」とされたところであり、今後、必要なデータ等が得られれば見直しを実施していただきたい。	媒体が不活性ガス、炭化水素ガス又はアンモニア水であり、かつ出力が300kW未満等のバイナリー発電設備について、安全性に関する技術的検証を踏まえ、ボイラー・タービン主任技術者の選任、工事計画届出、溶接事業者検査及び定期事業者検査の不要化につき検討し、結論を得るべきである。また、小型のフラッシュタイプ等の発電設備についても、今後、必要なデータ等が得られればバイナリー発電と同様に規制の見直しを検討するべきである。	平成24年経済産業省告示第100号	経済産業省

WG優先項目	No.	分野	事項名	規制の現状と課題	規制改革の内容(案)	根拠法令等	所管省庁
	7	地熱	「温泉資源の保護に関するガイドライン(地熱発電関係)」の適用範囲の明確化	温泉法第3条は「温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。」と規定しているところ、平成24年3月27日に策定された「温泉資源の保護に関するガイドライン(地熱発電関係)」において、温泉をゆう出させる目的を有しない「試験井の掘削であっても、温泉の湧出が見込まれる場合には温泉法に基づく掘削許可申請が必要となる」ことが記載されました。そのため、掘削後直ちにキャップをするために掘削直後の極めて少量しか湧出がない場合でも温泉法上の掘削許可が必要との厳格な運用がなされているとの声があります(還元井・観測井・構造試験井についてこれまで温泉法に基づく掘削の許可が不要とされた事例はない)。本ガイドラインにおける「温泉の湧出が見込まれる」水準を具体的に示し、還元井・観測井・構造試験井に係る温泉法上の掘削許可の可否を明確化いただきたい。	平成24年3月付「温泉資源の保護に関するガイドライン(地熱発電関係)」における「試験井の掘削であっても、温泉の湧出が見込まれる場合には温泉法に基づく掘削許可申請が必要」との記載について、温泉の湧出量の水準を明確化するとともに、還元井・観測井・構造試験井について温泉の湧出量が当該水準に達しない限り温泉法上の掘削許可は不要であることを周知徹底するべきである。	温泉法 温泉資源の保護に関するガイドライン(地熱発電関係)	環境省
	8	小水力	慣行水利権が設定された水路に設置する小水力発電の整理①(短期間での水利使用)	平成23年3月付「小水力発電を行うための水利使用の許可申請ガイドブック」の「8 小水力発電のQ&A」において、「慣行水利権が明確化されるまでの措置として、取水実態を確認するために1年間の流量調査を行った後に、短期間での小水力発電の水利使用の許可を行う場合もあります」との記載があり、小水力発電事業者の予見可能性を高めるべく、この内容を明確化いただきたい。	慣行水利権が明確化されるまでの措置として行われる短期間の小水力発電の水利使用の許可について、許可を行う場合の要件を明確化するべきである。	河川法第23条 小水力発電を行うための水利使用の許可申請ガイドブック	国土交通省
	9	小水力	慣行水利権が設定された水路に設置する小水力発電の整理②(新規の発電水利取得)	慣行水利権はそのまま、新規の発電水利として申請する場合について、事前に要する河川環境調査の費用がかかり事業採算性が悪化するため、慣行水利権が設定された水路における未利用の水力資源の利用促進を阻害しているとの指摘が出ております。このため、河川からの取水量が増加しないなど一定の条件を満たす場合において、許可水利権の設定された水路における従属発電と同様に申請負担を軽減することを検討いただきたい。	慣行水利権が設定された水路への小水力発電の設置について、河川から現状以上の取水が行われなかった場合は、従属水利権並みの手続で新規の発電水利権が得られるよう手続の簡素化を行うべきである。	河川法第23条	国土交通省
	10	小水力	豊水時における小水力発電施設の最大取水量の増量	国土交通省によると、許可された最大取水量を、豊水時に限って増量することについては、電力需給の逼迫状況、許可受者の事業の公益性、地元関係者等の同意の状況、河川環境への影響等を総合的に勘案し、河川管理者が個別に判断することとされており、すでに許可事例があるとのことです。しかし、設備容量に余裕のある小水力発電施設においては、電力需給の逼迫状況等に関わりなく、豊水時には取水量を増やし、より多くの発電を行いたいとのニーズがあります。現状利用されていない豊水時の流水を活用することは、下流の既得水利や河川の正常な機能を侵害するものではないことから、一定の要件を満たせば最大取水量を増量する水利使用規則の改正を簡易に行えるようにすべきと考えます。	設備容量に余裕のある小水力発電施設において、取水環境(集水面積、取水の方法)が変わらないなどの一定の条件を満たせば、豊水時に最大取水量を増量する水利使用規則の改正を簡易に行えるよう見直しを行うべきである。	河川法第23条、第90条 河川法の施行について	国土交通省
	11	小水力	山間部の小規模な取水施設に係る取水量管理の簡素化	小水力発電のため、本川取水に加え河川の支流から追加的・補助的に取水する、いわゆる溪流取水をしようとする場合において、これら溪流の多くが山間奥地に位置し、取水量の管理が極めて困難であるため、溪流からの取水を取りやめているケースが散見されるとの指摘があります。国土交通省によると、山間部の比較的小規模な取水設備等における取水量管理の簡素化については、「小規模取水設備の取水管理」の検討を行っているとのことですが、具体例をもとに、取水管理の簡素化の要件と内容を明確にすべきと考えます。	取水量のきめ細かい管理が困難な山間部の小規模取水施設等について、河川の一定規模未満の支流に関しては地元市町村の同意が得られれば取水量の管理は問わない等、取水量管理の簡素化を検討し、その要件及び内容を明確化するべきである。	河川法第23条、第90条 河川法の施行について	国土交通省

WG優先項目	No.	分野	事項名	規制の現状と課題	規制改革の内容(案)	根拠法令等	所管省庁
	12	再エネ共通	変電所のバンク逆潮流制限の緩和措置	<p>変電所のバンク逆潮流制限の緩和については、電力安全小委員会(平成25年3月19日)にて、「電気設備の技術基準の解釈」の改正案が審議・承認され、現在パブリックコメントに付されたところ、また、「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」についても同じく改正案がパブリックコメントに付されたところ。</p> <p>これにより、バンク逆潮流制限に係る制度改正が進むものと認識していますが、バンク逆潮流を可能にするための設備投資に要する費用負担の在り方については引き続き検討すべき課題であると認識しています。費用負担の在り方の整理によっては、費用負担が困難な再生可能エネルギー発電事業者が生じる可能性があることから、バンク逆潮流制限の緩和と併せて、合理的な費用負担の在り方に取り組むべきと考えます。</p>	<p>バンク逆潮流制限の緩和のための制度的措置を着実に進めるとともに、バンク逆潮流を可能にするための設備投資に要する費用負担について、合理的な在り方を整理するべきである。</p>	<p>電気設備の技術基準の解釈第228条 電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン第2章第3節</p>	経済産業省
	13	アセス	風力・地熱発電に係る環境影響評価の国による審査期間の短縮目標の設定	<p>平成24年11月27日に公表した「発電所設置の際の環境アセスメントの迅速化等に関する連絡会議」中間報告(環境省・経済産業省)において、火力発電所リプレースについては、全体で150日程度確保されている国の審査期間を45日程度に短縮することを目指すとしています。風力・地熱発電についても、同様に国の審査期間の短縮目標を示すべきと考えます。</p>	<p>風力・地熱発電に係る環境影響評価における国の審査期間について、火力発電所リプレースと同様に、短縮目標(全体で45日程度)を明示したうえで、実効的な審査短縮策を講じるべきである。</p>	<p>電気事業法 環境影響評価法</p>	経済産業省 環境省
	14	アセス	配慮書手続に先行する環境影響調査の実施による環境アセスメント期間の大幅な短縮の促進	<p>風力・地熱発電に係る環境アセスメント期間を「概ね半減」とするの政府目標を達成するためには、通常方法書手続後に行われ、長期間(1.5年以上)を要することが一般的な環境影響調査の実施時期を前倒し、配慮書段階以前から方法書段階の手続と同時並行的に調査を行うこと(環境影響調査の前倒し・並行実施)が不可欠と考えています。</p> <p>他方で、こうした取組を実施したとしても、方法書段階等において、長期間の調査を要する鳥類調査等について追加的な調査を求められた場合、結果的に環境アセスメント期間の短縮が図られないばかりか、全体の調査期間が長期化することにより調査費用も増加するリスクがあります。</p> <p>また、平成24年10月より環境影響評価法の対象となった風力発電は、法アセスに基づく手続を全て実施した事例は未だなく、地熱発電についても法アセスに基づく手続の完了事例は未だありません。従って環境アセスメントに対する事業者側の予見可能性は相対的に低い状況にあるといえます。</p> <p>こうした状況下では、環境影響調査の前倒し・並行実施という対応策は実態上選択され難いものと考えます。</p>	<p>環境アセスメント期間を大幅に短縮させるため、事業者による環境影響調査の前倒し・並行実施を促進するための方策を検討し、必要な措置を講じるべきである。</p>	<p>電気事業法 環境影響評価法</p>	経済産業省 環境省
	15	アセス	風力・地熱発電の環境アセスメントに係る情報の利活用のための環境整備	<p>風力・地熱の環境アセスメントの迅速化・簡素化のためには、既存の環境基礎情報や、バードストライク等に関する発電所設置後の事後的な調査情報等、環境アセスメントに関する情報や知見を事業者が利活用できる環境の整備が極めて重要であると考えております。また、そうした情報は環境アセスの審査に関わる専門家や自治体等にとっても有益なものと考えられます。環境省及び経済産業省は、両省それぞれの取組により収集・整理される情報について、統合的に利用可能とする方策について検討すべきと考えます。</p>	<p>風力発電所及び地熱発電所の設置に係る環境影響調査を簡素化・迅速化すべく、環境省及び経済産業省は環境基礎情報や環境アセスメントに関する知見等について統合的に利用できる具体的方策について検討し、必要な措置を講じるべきである。</p>	—	経済産業省 環境省

WG優先項目	No.	分野	事項名	規制の現状と課題	規制改革の内容(案)	根拠法令等	所管省庁
	16	アセス	風力・地熱発電の特性を踏まえた配慮書手続	平成25年4月から新たに導入された配慮書手続は、発電事業の計画段階で実施され、事業計画について複数案を設定することが現実的ではないと認められる場合等を除き、複数案を設定することとしています。 配慮書手続の運用にあたっては、当該手続が事業者にとって現実的に対応可能であり、合理的な手続となるよう配慮が必要ですが、発電事業はその事業特性からして、構造、配置、規模、位置に関する複数案の設定が困難ケースが多いとの指摘があります。 環境省及び経済産業省は、地元調整を経ながら計画が立案され、立地地点も制約される発電事業の事業特性を踏まえつつ、配慮書における複数案・単一案の考え方を明確化・類型化するべきと考えます。	環境省及び経済産業省は「発電所に係る環境影響評価の手引き」等において、地元調整と並行的に事業計画が立案され、立地地点も制約されるなどの発電事業の事業特性を踏まえつつ、配慮書手続における複数案・単一案の考え方を明確化・類型化するべきである。	発電所の設置又は変更の工事の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成10年通商産業省令)	経済産業省 環境省
	17	アセス	地熱発電に係る数値シミュレーションによる風洞実験の省略	地熱発電に係る硫化水素の拡散予測評価において、シミュレーションのみでは地形影響が予測できないため風洞実験を実施しています。しかし、風洞実験の設備は現状4ヶ所のみと限定されており、試験時期確保の制約により、環境影響評価手続が長期化する要因となっていることから、数値シミュレーション技術の確立による硫化水素に係る拡散予測評価の簡素化・迅速化に取り組むことが必要であると考えます。	地熱発電所設置に係る硫化水素の環境影響評価の簡素化・迅速化のため、拡散予測評価に使用可能な数値シミュレーション技術の確立に向けた検討を開始するべきである。	発電所の設置又は変更の工事の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成10年通商産業省令)第7条 環境影響評価法第11条	経済産業省 環境省
	18	発電	溶接安全管理検査(火力設備)制度の縮小	ボイラー等耐圧部の電気工作物の溶接部について、電気事業法上、設置者は「溶接安全管理検査」制度の下、技術基準への適合確認に加え、その方法として、設置者が溶接工程全般に渡る溶接事業者検査を行うこと、またその実施に係る体制について指定機関などによる審査を受審する義務が課せられています。 一方、同じ溶接部について、ガス事業法においては「製造者」が設置者に対して検査記録等を提出し、設置者はこれもとに製品の技術基準適合を確認することとされ、高圧ガス保安法においては、「製造者」が特定設備検査を受け、特定設備検査合格証を設置者に提出することとされております。 すなわち、電気事業法が、前述の他法令においては製造者が担保すべき溶接部の検査義務を設置者に課していることにより、溶接技術に係る専門的知見を必ずしも有しない設置者にとってその履行が大きな負担となっています。 平成11年1月の電気事業審議会基本政策部会等による合同小委員会報告では、「将来的には、設置者等が自らの責任により第三者を活用し、技術基準適合性の確認や品質管理状況の評価を受けたり、自主保安の状況について、迅速かつ効果的に、設置者等が自ら説明・報告を行うといった状況になってきた場合には、それに応じて、安全管理審査を、縮小・廃止していくこととすべきである。」とされております。 本制度創設の契機となったいわゆる焼鈍問題(平成9年)は、原子力発電設備に係る事案と認識しており、火力発電設備に関しては溶接安全管理検査を縮小・廃止する環境が整っていると考えます。	火力発電設備におけるボイラー等の電気工作物の耐圧部分に係る溶接に関して、設置者に課せられている溶接安全管理検査の受審義務の廃止、縮小につき検討し、結論を得るべきである。	電気事業法第50条、第52条 電気事業法第52条に基づく火力設備に対する溶接事業者検査ガイド(平成21年4月、NISA-234a-08-1) 溶接安全管理審査実施要領(平成21年4月 NISA-234a-08-2)	経済産業省

WG優先項目	No.	分野	事項名	規制の現状と課題	規制改革の内容(案)	根拠法令等	所管省庁
	19	小売	既築マンションにおける電力会社受変電設備の資産譲渡	マンション高圧一括受電サービスは、消費電力の可視化やデマンドレスポンスサービス等の高付加価値サービスとの連携による省エネ対策の一つとして期待されています。 しかし、既築マンションを高圧一括受電サービスに切り替える場合、一般電気事業者が既設の受変電設備を撤去し、マンション一括受電サービス事業者が新たに受変電設備を設置することが多く、一般電気事業者が設置した受変電設備の譲り受けについては、そもそも認められないか、相対の交渉で決定されるなど、一般電気事業者間で統一的な運用がなされていない状況です。 受変電設備の譲り受けがなされない場合、停電を伴う工事を要するなど、需要家に負担を強いざるを得ないケースもあります。このため、一般電気事業者と一括受電サービス事業者等との間の資産譲渡の取扱例をガイドライン等で示すことにより、需要家がマンション一括受電サービスを選択する場合の移行プロセスを円滑化するべきであると考えます。	一般電気事業者が電力供給している既築マンションを高圧一括受電に切り替える場合について、一般電気事業者資産の受変電設備等をマンション管理組合または一括受電サービス事業者からの求めに応じて譲渡させることを促すとともに、譲渡設備の品目や買取価格の考え方など、設備譲渡の基本的な考え方についてルール化するべきである。	電気事業法第13条第1項 電気事業法施行規則第17条第1号	経済産業省
	20	小売	高圧一括受電するマンションの高圧部分に関する点検	平成24年3月30日付「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」改正により、高圧一括受電するマンションの住居部分の点検頻度は一般用電気工作物と同様とする運用に見直されました。 高圧一括受電マンションの設備点検については、原則1年に1回とされているところです。ただし、一定の要件を満たす場合に限ってこれを3年に1回とすることが認められているものの、停電は不可避の状況です(停電を回避するための迂回路の設置や電源車の使用は高コスト)。一方で、低圧部門の定期検査については、停電を伴うことがないため、高圧一括受電と通常の低圧受電の間で需要家の負担が異なる状況です。需要家の利便性確保の観点からは高圧一括受電であっても、保安上の一定の要件を満たす場合に限って停電を伴わない検査を認めるとともに、この一定要件の基本的な考え方を示すべきと考えます。	需要家の利便性向上の観点から、高圧一括受電するマンションの保安管理を外部委託により行う場合の住居部分の点検において、保安上の支障がないこと等の一定の要件を定め、これを充足するときは、停電を伴わない点検方法を認めるなど必要な措置を講ずるべきである。	「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」	経済産業省
	21	特定供給	特定供給の許可基準における自己保有電源比率の撤廃	平成24年10月、電気事業法上の特定供給の許可基準が緩和され、供給者の発電設備により需要の50%以上を満たし、不足分は電力会社等からバックアップを受けることで全ての需要を満たす形での特定供給が可能となりました。 しかしながら、特定供給を活用することにより、再生可能エネルギーやコージェネレーションなどの分散型電源の有効活用(地産地消等)やデマンドレスポンス(電力需要側における電力制御)等を通じた地域単位でのエネルギーマネジメントの活性化のニーズが高まっている中、需要の50%以上の自己電源の保有の要件が事業上の大きな障害となり、特定供給の許可を得られないケースが生じています。 また、蓄電池と再生可能エネルギーとの組み合わせや燃料電池を電源とした地域単位でのエネルギーマネジメントのニーズも高まっていますが、それらを自己電源とした特定供給が許可された実績は未だなく、これらは特定供給における発電設備として認められていない状況です。	自家発電した電気を自家消費する行為の延長線上にあるという特定供給の趣旨に鑑み、自己電源の保有要件は維持しつつも、特定供給の許可基準における自己保有電源比率(需要の50%以上)の撤廃を行うべきである。 また、蓄電池と再生可能エネルギーとの組み合わせや燃料電池を、特定供給の許可基準における自己電源として認めるべきである。	電気事業法第17条第3項第1号 電気事業法施行規則第21条第3号	経済産業省

WG優先項目	No.	分野	事項名	規制の現状と課題	規制改革の内容(案)	根拠法令等	所管省庁
	22	分散電源	コージェネレーション設備に係る専用線での連系接続の実施	<p>コージェネレーション設備により発電した電気を売電(逆潮)する場合、「一需要場所、一需給契約」の原則により、施設内の電力を賄うために用いられる引込線を経由して行われています。</p> <p>一般に、コージェネレーション設備は、出力一定で整形された価値の高い電力供給源ですが、引込線のみにより連系接続している現状においては、自家消費分を差し引いた残りを逆潮することとなるため、電力は変動し不整形となることにより電力供給源としての価値が低下するとの指摘があります。</p> <p>コージェネレーション設備専用線を追加して連系接続することができれば、自家消費分の影響を受けることなく出力一定の整形された電力を逆潮することが可能となり、特に需給逼迫の局面においては高価値な電力供給源の一つとなり得ると考えられます。コージェネレーション設備の導入拡大を通じた節電・省エネルギーの促進や「分散型・グリーン売電市場」の活性化にも資することとなります。</p>	<p>コージェネレーション設備について、既設の施設と設備規模(電圧)や需要家が異なる場合等において、保安上の支障がないこと等の一定の要件を満たした場合は、コージェネレーション設備専用の引込線を別途敷設することを可能とするべきである。</p>	<p>電気事業法第2条第1項第7号 電気事業法施行規則第2条の2第2項</p>	経済産業省
	23	分散電源	家庭用コージェネレーション電力の有効活用のためのネットメータリング制度の創設	<p>家庭用コージェネレーションの発電電力については、設備能力に余力がある場合でも、現状は余剰電力を適切に評価・活用する仕組みが整っていないため、電力供給力不足・不安定性等に十分貢献できない状況となっています。</p> <p>産業用コージェネレーション等は卸電力取引所への電力抛出が比較的容易ですが、家庭用コージェネレーションは取引参加が困難であることから、米国では家庭用コージェネレーション設備の余剰電力をネットメータリング制度(及び固定価格買取制度)により買取されることが一般的です。</p> <p>本件について、経済産業省よりネットメータリングの内容を明確にしないと検討を進められないとの見解が示されておりますが、電力供給不足への貢献(ピークカット等)、発電効率(総合効率)の高い家庭用コージェネレーションの稼働率向上のため、電力系統への逆潮流を容易に可能とする制度として、海外の事例を参考としつつネットメータリングの創設に向けて検討すべきと考えます。</p>	<p>ピークカットによる電力供給不足への貢献、総合エネルギー効率の高い家庭用コージェネレーションの稼働率向上のため、家庭用コージェネレーション電力の電力系統への逆潮流を容易にする方策としてのネットメータリング制度の創設について、諸外国の事例を踏まえて検討し、結論を得るべきである。</p>	—	経済産業省

## 2. 「エコカーの世界最速普及」関係

WG優先項目	No.	分野	事項名	規制の現状と課題	規制改革の内容(案)	所管省庁	
●	24	インフラ	天然ガス充電設備を併設した給油取扱所における天然ガス自動車とガソリン自動車の停車スペースの共用化	<p>第3回日本経済再生本部において、新ターゲットポリシー(戦略市場創造プラン)の戦略目標4つのうちの1つとして「安全・便利で経済的な次世代インフラの構築」が掲げられたところです。</p> <p>本項目について、総務省よりガソリン等危険物火災と天然ガス火災による複合災害を防ぐためには天然ガスディスペンサーを給油空地外に置くべきであるとの見解が示されています。当方も給油取扱所の安全性の確保が大前提であり、いかに安全性を後退させずに利便性、経済性向上を図るかが重要であると認識しております。</p> <p>一方、複合災害の危険性については慎重な検討が必要だと考えます。すなわち、天然ガス自動車は、ガソリン自動車等と同様に道路運送車両法の保安基準に従って製造され、保安基準を満たしていることについて、国の完成検査を経て車両登録されています。また、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器についても、高圧ガス保安法の技術基準に従って製造され、高圧ガス保安協会の容器検査を経て車両に搭載されています。さらに、天然ガスディスペンサーも高圧ガス保安法により技術基準が定められており、消防法で技術基準が定められているガソリン等給油ディスペンサーと同等以上の安全性が担保されていると考えております。</p> <p>そこで、ガソリン等危険物火災と天然ガス火災による複合災害のリスクについては、自動車の停車スペースを共用化することを前提に、リスク回避、軽減のために必要な安全対策を検討すべきであると考えます。なお、平成23年1月経済産業省は、燃料電池自動車の国内市場導入と水素供給インフラ整備に係る民間事業者による共同声明を公表しております。圧縮水素充電設備設置給油取扱所についても、危険物の規制に関する規則第27条の5第5項第3号ハ(1)において、天然ガスディスペンサーと同様、水素ディスペンサーは給油空地外に置くこととされており、燃料電池自動車でも近い将来同一の問題が浮上することが確実に想定されます。そのため、まず普及が進んでいる天然ガス自動車で行って天然ガスディスペンサーの給油空地内への設置の可否を整理することが有益であると考えます。</p> <p>また、ドイツでは、天然ガスディスペンサーとガソリン等給油ディスペンサーを近接して設置し、天然ガス自動車とガソリン自動車の停車スペースの共用化が可能との指摘があります。規制改革会議で現在検討している「国際先端テスト」を仮に次世代自動車分野で実施するならば、本項目の比較検証を求めることとなり得る点、御了承いただきたい。</p>	<p>消防庁は、天然ガス自動車の普及拡大を図るべく、ドイツ等諸外国の事例を踏まえ、天然ガス充電設備を併設した給油取扱所において、天然ガス充電のための停車スペースと給油のための停車スペースを共用化するための方策につき、経済産業省及び事業者を含めた検討会において検討し、結論を得るべきである。</p>	<p>消防法第10条第4項 危険物の規制に関する政令第17条第3項第4号 危険物の規制に関する規則第27条の3第6項第4号ハ(1)</p> <p>一般高圧ガス保安規則第7条第1項第6号及び第2項第18号</p>	<p>総務省 経済産業省</p>



WG優先項目	No.	分野	事項名	規制の現状と課題	規制改革の内容(案)		所管省庁
●	25	インフラ	第二種製造者に相当する小規模な圧縮水素スタンド基準の整備(高圧ガス保安法)	<p>高圧ガス保安法は、製造について処理能力が100m<sup>3</sup>/1日以上を第一種製造者、100m<sup>3</sup>/1日未満を第二種製造者と区分しています(高圧ガス保安法第5条)。</p> <p>一方、都市に設置する圧縮水素スタンドについて、第一種製造者に該当する製造設備の技術基準は一般高圧ガス保安規則第7条の3第2項に規定されており、加えて第二種製造者であって処理能力が30m<sup>3</sup>/1日以上である製造設備の技術基準も同条に準拠するよう規定されています(一般高圧ガス保安規則第11条第5号)。</p> <p>しかし、都市に設置する圧縮水素スタンドについて、第二種製造者であって処理能力が30m<sup>3</sup>/1日未満である製造設備の明確な技術基準は現在ありません。</p> <p>本項目について、経済産業省より小規模水素スタンドに一般高圧ガス保安規則第7条の3第2項を適用する場合、何が過剰な規制なのか等を明確にしないと検討を進められないとの見解が示されています。</p> <p>一般高圧ガス保安規則は、第二種製造者であって処理能力が30m<sup>3</sup>/1日未満の製造設備に係る技術基準(一般高圧ガス保安規則第12条)は、第一種製造者の技術基準(同規則第6条)の一部を免じる形で保安距離、施設の構造等の技術基準が緩和されています。</p> <p>一方、市街地への設置を想定した圧縮水素スタンドの技術基準(同第7条の3第2項)は第一種製造者の技術基準(同第6条)を準用または追記して構成されており、大規模な圧縮水素スタンドを想定した厳しい規制となっています。</p> <p>第二種製造者であって処理能力が30m<sup>3</sup>/1日未満の小規模な製造設備を市街地へ設置する場合に、この技術基準を適用することは、一般高圧ガス保安規則第6条に対して、処理量が少ないことにより保安距離、施設の構造等の技術基準を緩和した同第12条の考え方が反映されておらず、小規模な施設に大規模な施設の厳しい技術基準を適用するという過剰な規制となっております。</p> <p>そこで、処理能力が30m<sup>3</sup>/1日未満の小規模水素スタンドについても、設備の処理能力、仕様(圧力等)に応じたリスクベースの評価による適正な技術基準が必要であると考えております。</p> <p>小規模水素スタンドは埼玉県庁で試験的に設置された段階です。経済産業省見解は、現在水素スタンドの技術基準に明確な規定がない小規模水素スタンドの技術的な基準を事業者サイドで固め、製作し、安全性を評価することを求めるものとも解釈できるものです。</p> <p>第3回日本経済再生本部において、新ターゲットポリシー(戦略市場創造プラン)の戦略目標4つのうちの1つとして「安全・便利で経済的な次世代インフラの構築」が掲げられたところ。水素スタンドに関する技術基準、例示基準の策定・改正で蓄積した知見や消防庁が平成24年3月に取りまとめた圧縮水素充てん設備設置給油取扱所の安全対策に係る知見を最大限活用して、経済産業省のイニシアチブの下、事業者の参画を得ながら、豊富な知見を有する高圧ガス保安協会を事務局として、第二種製造者に相当する小規模な圧縮水素スタンド基準の整備にお取組んでいただきたい。</p>	<p>公共機関等の防災拠点や燃料電池自動車の販売店等への小規模な圧縮水素スタンドの設置を促進すべく、高圧ガス保安法上の第二種製造者であって、製造に係る1日あたりの処理能力が30立方メートル未満の圧縮水素スタンドに係る技術基準の整備を行うべきである。</p>	<p>特定設備検査規則第3条第1項第5号</p>	<p>経済産業省</p>
●	26	インフラ	第二種製造者に相当する小規模な圧縮水素スタンド基準の整備(建築基準法)	<p>平成23年3月25日付国住街第187号「水素スタンドにおける圧縮水素の貯蔵又は処理に対する建築基準法第48条の規定に基づく許可の運用について(技術的助言)」では、一般高圧ガス保安規則第7条の3第2項に適合するものとして都道府県知事の許可を受けた水素スタンドについて、住居地域、商業地域への設置を認めています。</p> <p>そこで、高圧ガス保安法において、第二種製造者に相当する小規模な圧縮水素スタンド基準が整備された場合には、建築基準法第48条の規定に関する許可準則を見直していただきたい。</p>	<p>小規模な圧縮水素スタンドに関する高圧ガス保安法上の技術基準が定められた場合は、それを踏まえて建築基準法第48条の規定に関する許可準則を見直すべきである。</p>	<p>建築基準法第法別表第2(ぬ)項第一号 建築基準法施行令第130条の9の4第2号 国土交通省告示第359号</p>	<p>国土交通省</p>

WG優先項目	No.	分野	事項名	規制の現状と課題	規制改革の内容(案)		所管省庁
●	27	インフラ	高圧ガス保安法における水電解機能を有する昇圧装置の位置付けの明確化	<p>経済産業省より水電解機能を有する昇圧装置は、水電解機能により水素を発生させる反応器と考えられ、反応器特有のリスクがあるとの見解が示されています。</p> <p>特定設備検査規則第2条第2号は反応器について「高圧ガスの製造設備のうち化学反応を行わせるための特定設備」と定義しています。経済産業省のいう「反応器特有のリスク」とは、化学反応が発熱である場合に冷却不足により反応暴走(熱暴走)を引き起こし、装置が爆発する可能性がある点を指しているものと理解しました。</p> <p>水電解は、化学反応の一種ではありますが電気化学反応であるため、電位差が生じないと反応が生じません。すなわち、化学反応が熱暴走を防ぐために電気を使って反応器を冷却し続ける必要があるのに対し、電気化学反応は、電気を止めれば自ずと反応が止まることから、反応器特有の熱暴走リスクの有無に大きな差があります。また、上記昇圧装置は、水を酸素と水素に電気分解するものであり、仮に何らかの要因でベントを行っても、化学プラント等と異なり有害物質を大気中に放出することはありません。</p> <p>上記昇圧装置で用いられる差圧式高圧水電解の仕組みは、最新の技術開発によって生み出されたものです。特定設備検査規則第2条第2号の「反応器」として規制するのではなく、電気化学反応を行う反応器のリスクを丁寧に評価・分析いただいた上で、特定設備として扱うことの妥当性を御判断いただければと思います。</p> <p>なお、現時点で、特定設備検査規則第3条第3号にて設計圧力のごく小さな昇圧装置を設置した事例はありますが、水素製造能力に限界があるため、「ポンプ、圧縮機及び蓄圧器に係る容器」(同条第5項)と同様の位置付けを希望しております。</p>	<p>小規模な圧縮水素スタンド等での利用が見込まれる水電解機能を有する昇圧装置について、電気化学反応の特性を踏まえ、高圧ガス保安法上の特定設備への該当性を検討し、結論を得るべきである。</p>	<p>特定設備検査規則第3条第1項第5号</p>	<p>経済産業省</p>
●	28	インフラ	圧縮水素運送自動車用複合容器に係る水素充填、保管、移動時の上限温度の緩和	<p>一般高圧ガス保安規則第49条第1項第4号は、車両に固定した容器の移動に係る技術上の基準として、当該容器の安全性を確保するため、常に40℃以下に保つことを定めています。</p> <p>他方、圧縮水素自動車燃料装置用容器については、同号の例外として、例示基準「圧縮水素自動車燃料装置用容器の技術基準(JARI S 001(2004))」により、充填・保管・移動時に85℃までの温度上昇が認められています。</p> <p>水素運送自動車用複合容器は、上記JARI S 001とほぼ同じ例示基準である「圧縮水素運送自動車用容器の技術基準」(JIGA-T-S/12/04)に基づき製作されており、JARIS001並びにJIGA-T-S/12/04では環境試験を-40℃~85℃で実施し、合格しなければならないとされています。また、量の多さや、作業面での圧縮水素運送自動車(トレーラー)固有のリスクについては、2013年度から経済産業省の事業の中で、民間団体等において、技術的な安全性の評価・検討が実施される予定です。</p> <p>そこで、経済産業省のイニシアティブの下、事業者の参画を得ながら圧縮水素自動車燃料装置用容器および圧縮水素運送自動車用容器の技術基準に係る豊富な知見を有する高圧ガス保安協会を事務局として安全性の評価・検証を進めていただきたい。</p>	<p>圧縮水素運送自動車による水素スタンドへの効率的な水素供給を可能とすべく、圧縮水素運送自動車用複合容器について、充填、保管、移動時の上限温度を燃料電池自動車の燃料装置用容器と同一の85℃に引き上げるよう検討し、結論を得るべきである。</p>	<p>一般高圧ガス保安規則49条第1項第4号</p>	<p>経済産業省</p>

WG優先項目	No.	分野	事項名	規制の現状と課題	規制改革の内容(案)		所管省庁
●	29	インフラ	市街化調整区域への水素スタンド設置許可基準の設定	<p>水素スタンドについては、国土交通省より標準的な規模・構造等が確定していない状況であるとの見解が示されています。</p> <p>水素スタンドは、一般高圧ガス保安規則第7条の3およびその例示基準において技術基準が定められており、それを受けて、危険物の規制に関する規則第27条の5第5項第1号においてガソリンスタンドとの併設に係る基準が定められています。</p> <p>加えて、建築基準法施行令第130条の9の4第1項第2号口において用途地域上の取り扱いも定められており、標準的な規模・構造等が確定していない状況とは言えません。</p> <p>第3回日本経済再生本部において、新ターゲットポリシー(戦略市場創造プラン)の戦略目標4つのうちの1つとして「安全・便利で経済的な次世代インフラの構築」が掲げられたところです。</p> <p>また、燃料電池自動車の普及と水素スタンドの整備は、エネルギー基本計画、日本再生戦略等において国の施策として明確に位置づけられており、2015年度までに100箇所程度の水素スタンドの建設を目指して、2013年度から国の支援(水素供給設備整備事業費補助金:補助率1/2)を受け、水素スタンドの建設が開始されます。</p> <p>水素スタンドの設置を進め、燃料電池自動車の普及につながるよう、都市計画法施行令第29条の7に規定される「給油所等」には水素スタンドが含まれる旨の技術的助言をお願いしたい。</p>	<p>水素スタンドを市街化調整区域にも建設できるよう、都市計画法施行令第29条の7に規定される「給油所等」には水素スタンドが含まれることを明確化するべきである。</p>	<p>都市計画法第29条、第34条第9号、都市計画法施行令第29条の7</p>	国土交通省
●	30	インフラ	液化水素スタンド基準の整備①(高圧ガス保安法)	<p>本項目については、経済産業省より民間団体における科学的な検討を行った上で、技術基準の提案があれば検討する旨の見解が示されています。</p> <p>高圧ガス保安法における液化水素スタンド基準の整備については、2015年の燃料電池自動車の普及開始に先行して行うことが重要であり、経済産業省のイニシアティブの下、事業者の参画を得ながら圧縮水素スタンドの技術基準を基本軸として、一般高圧ガス保安規則第7条の3第2項に係る豊富な知見を有する高圧ガス保安協会を事務局として安全性の評価・検証を進めていただきたい。</p> <p>なお、液化水素スタンドは海外では主要な方式として普及しており、規制改革会議で現在検討している「国際先端テスト」を仮に次世代自動車分野で実施するならば、本項目の比較検証を求めることとなり得る点、また液化水素スタンドに一般高圧ガス保安規則第6条1項を適用する現在の規制が合理的である旨を経済産業省に説明いただくことになり得る点、御了承いただきたい。</p>	<p>液化水素スタンドを市街地にも建設できるよう、ドイツ、米国等諸外国の事例を踏まえ、関係省庁、高圧ガス保安協会及び事業者による検討会において検討し、同規則に液化水素スタンドに係る技術上の基準を新設すべきである。</p>	<p>一般高圧ガス保安規則への基準の新設</p>	経済産業省
●	31	インフラ	液化水素スタンド基準の整備②(消防法)	<p>圧縮水素充てん設備設置給油取扱所の安全対策については、高圧ガス保安法令における圧縮水素充てん設備の安全対策に係る検証結果を踏まえて、消防庁の検討会において給油取扱所に当該設備を併設した場合に火災危険性が增大しないことの検証を行い、その結果に基づき、圧縮水素充てん設備を設置する給油取扱所の安全性対策のあり方が取りまとめられました。</p> <p>そこで、これと同様に、高圧ガス保安法において、液化水素スタンドに係る技術上の基準が整備された場合には、液化水素スタンドと給油取扱所を併設する場合の安全対策のあり方を消防庁の検討会で整理いただきたい。</p>	<p>液化水素スタンドに関する高圧ガス保安法上の技術基準が定められた場合は、それを踏まえて液化水素スタンドと給油取扱所を併設する際の消防法上の安全対策を定めるべきである。</p>	<p>消防法第10条第4項 危険物の規制に関する政令第17条第3項第4号 危険物の規制に関する規則第27条の5</p>	総務省

WG優先項目	No.	分野	事項名	規制の現状と課題	規制改革の内容(案)	所管省庁	
●	32	インフラ	液化水素スタンド基準の整備③(建築基準法)	<p>圧縮水素スタンドについては、平成17年3月29日付国土交通省告示第359号「燃料電池又は内燃機関の燃料として自動車に充てんするための圧縮水素の安全上及び防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準」により、一般高圧ガス保安規則第7条の3第2項各号に掲げる基準に適合するものとして都道府県知事の許可を受けることにより、商業地域等への設置が可能とされています。</p> <p>そこで、これと同様に、高圧ガス保安法において、液化水素スタンドに係る技術上の基準が整備された場合には、建築基準法第48条の規定に関する許可準則を見直していただきたい。</p>	<p>液化水素スタンドに関する高圧ガス保安法上の技術基準が定められた場合は、それを踏まえて建築基準法第48条の規定に関する許可準則を見直すべきである。</p>	<p>建築基準法第法別表第2(ぬ)項第一号 建築基準法施行令第130条の9の4第2号 国土交通省告示第359号</p>	国土交通省
●	33	インフラ	70MPa水素スタンドに対応した技術上の基準や例示基準の整備	<p>プレクーラーに供する冷凍設備(以下「プレクーラー」)以外の高圧ガス設備については、敷地境界や道路との離隔距離が8mであるのに対し、プレクーラーに対しては、近隣住宅等から10m程度の離隔が求められています。加えて、複合容器蓄圧器については、鉄鋼または非鉄金属製のものに限定されています。</p> <p>プレクーラーに係る保安距離及び複合容器蓄圧器の使用については、民間団体等の検討結果の技術的な妥当性について2013年以降評価を行う予定である旨が経済産業省より回答が示されています。</p> <p>2012年度、民間団体による基準案が作成されたことから、その評価を実施し、省令及び例示基準について、2013年度中に速やかに改正していただきたい。</p>	<p>①水素スタンドの市街地への建設を容易にすべく、プレクーラーに供する冷凍設備に係る保安距離の緩和につき検討し、結論を得るべきである。</p> <p>②複合容器蓄圧器について、水素スタンドへの設置の技術上の基準策定につき検討し、結論を得るべきである。</p>	<p>①プレクーラー 一般高圧ガス保安規則第7条の3 ②複合容器蓄圧器 特定設備検査規則への基準の新設</p>	経済産業省
●	34	インフラ	市街地に設置される水素スタンドにおける水素保有量の増加	<p>平成23年3月25日付国住街第187号「水素スタンドにおける圧縮水素の貯蔵又は処理に対する建築基準法第48条の規定に基づく許可の運用について(技術的助言)」により、市街地の水素スタンドでも必要な量の水素貯蔵を認めた趣旨は、高圧ガス保安法上の基準適合により水素スタンドの安全性は担保され、水素貯蔵量は安全性には影響しない点にあると認識しております。</p> <p>2015年の燃料電池自動車の普及開始に向けて、市街地における水素供給事業が成り立つよう特定行政庁の許可なく必要な量を貯蔵できるよう制度改正していただきたい。</p> <p>なお、欧米では水素保有量が事業計画が成り立たないほどの少量に制限される規制はないため(欧州は約33,000Nm<sup>3</sup>以下は許可不要、米国は規定なし)、規制改革会議で現在検討している「国際先端テスト」を仮に次世代自動車分野で実施するならば、本項目の比較検証を求めることとなり得る点、御了承いただきたい。</p>	<p>市街地における圧縮水素スタンドの整備が促進されるよう、かかる水素スタンドにおける圧縮ガスの貯蔵量について、ドイツ、米国等諸外国の事例を踏まえ、上限の撤廃につき検討し、結論を得るべきである。</p>	<p>建築基準法第法別表第2(ぬ)項第二号 建築基準法施行令第130条の9</p>	国土交通省

WG優先項目	No.	分野	事項名	規制の現状と課題	規制改革の内容(案)		所管省庁
●	35	インフラ	水素スタンドの使用可能鋼材に係る性能基準の整備	<p>使用可能鋼材の拡大については、2010年12月に公表された工程表に基づき、個々の鋼材について順次例示基準に追加されていますが、海外で使用実績のあるクロムモリブデン鋼などの鋼材であっても、省令に定められた基準に合致しないため、全て大臣特別認可を取得しなければなりません。</p> <p>水素スタンドにおいて安全に使用可能な材料の評価については、民間団体等が高圧ガス保安協会の参画を得つつ、材料等の専門家による検討会を開催している旨経済産業省より回答が示されています。民間団体等による検討結果が整い次第、一般高圧ガス保安規則の例示基準を見直していただきたい。</p> <p>なお、特殊ステンレス2種のみが認められている我が国と異なり、欧米では多様な鋼材が利用可能であり、水素の影響を受けるとされているクロムモリブデン鋼についても水素スタンドに使用されており、欧米と比較して過剰な規制であることから、規制改革会議で現在検討している「国際先端テスト」を仮に次世代自動車分野で実施するならば、本項目の比較検証を求めるとなり得る点、御了承いただきたい。</p>	<p>海外で使用実績のあるクロムモリブデン鋼等の鋼材を我が国の水素スタンドにおいても使用できるよう、ドイツ、米国等諸外国の事例を踏まえ、使用可能鋼材の拡大につき検討し、その結果に基づき一般高圧ガス保安規則の例示基準を見直すべきである。</p>	<p>一般高圧ガス保安規則関係の例示基準</p>	<p>経済産業省</p>
●	36	車両	圧縮水素自動車燃料装置用容器の充電終了圧力の緩和	<p>現行法規では、最高充電圧力70MPaの容器には、充電終了時の圧力として70MPaしか認められていません。ガス充電時に容器内部のガス温度が上昇することから、充電終了後にガス温度が低下するとガス圧力も低下するため、結局最高充電圧力までの充電ができません。このため容器の貯蔵能力を十分に活用することができない状況です。</p> <p>他方、海外においては充電終了時の圧力を緩和(85℃で87.5MPaまで充電可能)することにより容器の貯蔵能力を十分に活用できるようにしています。</p> <p>HFCV-gtr(水素・燃料電池自動車の世界統一技術基準)では、85℃で87.5MPaまでの水素充電を前提とした安全要件、性能要件を規定していることから、HFCV-gtrを国内に取り入れることにより、国内においても海外並みの充電終了圧力の緩和が可能となります。</p> <p>そこで、経済産業省のイニシアティブの下、事業者の参画を得ながら圧縮水素自動車燃料装置用容器の技術基準に係る豊富な知見を有する高圧ガス保安協会を事務局として安全性の評価・検証を進めていただきたい。</p> <p>また、規制改革会議で現在検討している「国際先端テスト」を仮に次世代自動車分野で実施するならば、本項目の比較検討を求めるとなり得る点、御了承いただきたい。</p>	<p>燃料電池自動車に係る圧縮水素自動車燃料装置用容器(最高充電圧力70MPaの容器)の充電終了圧力について、HFCV-gtr(水素・燃料電池自動車の世界統一技術基準)を踏まえ、85℃で87.5MPaを可能とすべく、速やかに必要な措置を講じるべきである。</p>	<p>高圧ガス保安法 一般高圧ガス保安規則 一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について(通達) コンビナート等保安規則 コンビナート等保安規則の機能性基準の運用について(通達) 容器保安規則 容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示</p>	<p>経済産業省</p>

WG優先項目	No.	分野	事項名	規制の現状と課題	規制改革の内容(案)		所管省庁
●	37	車両	圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用複合容器に装置する熱作動式容器安全弁の許容	<p>圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用複合容器に装置する容器安全弁として、現行法規では熱作動式安全弁のうち溶栓式しか認められていません。</p> <p>他方、ドイツ、米国等諸外国においては、安全要件、性能要件を満たせば様々なタイプの熱作動式安全弁を使用することが認められています。</p> <p>このように海外基準では、方式を限定しない形で熱作動式容器安全弁が認められており、本年6月に採択予定のHFCV-gtr(水素・燃料電池自動車の世界統一技術基準)にも同様の規定が盛り込まれる予定であることから、HFCV-gtrを国内に取り入れることにより、圧縮水素自動車燃料装置用容器には国内においても様々なタイプの低コスト型熱作動式安全弁を使用することが可能となります。その際、圧縮水素運送自動車用複合容器に対しても、この規定を国内に取り入れることにより、国内においてもガラス球式を含む様々なタイプの低コスト型熱作動式安全弁を使用することが可能となります。</p> <p>そこで、経済産業省のイニシアティブの下、事業者の参画を得ながら圧縮水素自動車燃料装置用容器および圧縮水素運送自動車用複合容器の技術基準に係る豊富な知見を有する高圧ガス保安協会を事務局として安全性の評価・検証を進めていただきたい。</p> <p>また、規制改革会議で現在検討している「国際先端テスト」を仮に次世代自動車分野で実施するならば、本項目の比較検討を求めることとなり得る点、御了承いただきたい。</p>	<p>圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用複合容器に装置する容器安全弁について、熱作動式容器安全弁のうち溶栓式に限定しているところ、HFCV-gtr(水素・燃料電池自動車の世界統一技術基準)を踏まえ、当該方式以外の熱作動式安全弁を許容すべく検討し、結論を得次第、例示基準を改正するべきである。</p>	高圧ガス保安法 容器保安規則	経済産業省
●	38	車両	圧縮水素自動車燃料装置用容器及びその附属品の使用可能鋼材に係る性能基準の整備	<p>現行法規では高圧水素雰囲気下での金属の脆化防止の観点から圧縮水素自動車燃料装置用容器及びその附属品の使用可能鋼材がステンレスやアルミの一部に限定されています。同じ名称の材料であっても各国の材料規格で定められる構成成分の許容範囲が微妙に異なることから、国内向けと海外向けで共通の材料を使用することができない状況です。</p> <p>HFCV-gtr(水素・燃料電池自動車の世界統一技術基準)の策定の過程でも、この項目は将来に向けた検討課題として積み残された形となっています。</p> <p>個別の材料指定ではなく、水素脆性を性能要件化した規定にすること、更には、こうした性能要件を諸外国との間で積極的に国際基準調和することで、使用可能な材料の選択肢を広げることを可能にすべきです。</p> <p>これにより、国内向け、海外向けの容器、附属品で共通の材料を使用することが可能になり、燃料電池自動車の開発、評価、製造のいずれの過程においてもコストダウンが可能となります。</p>	<p>圧縮水素自動車燃料装置用容器及びその附属品に係る使用可能鋼材について、国内外で同一の材料を使用できるよう、性能要件化につき検討し、結論を得るべきである。</p>	高圧ガス保安法 容器保安規則	経済産業省

WG優先項目	No.	分野	事項名	規制の現状と課題	規制改革の内容(案)		所管省庁
●	39	車両	燃料電池自動車等の車両と圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る法規制のパッケージ化	<p>ドイツ、米国等諸外国では燃料電池自動車において、車両と高圧水素容器を同じ法規の中で一つのパッケージとして捉えて、基準調和、相互認証の実現を目指した取り組みが進んでいます。</p> <p>国内では車両と圧縮水素自動車燃料装置用容器をそれぞれ道路運送車両法と高圧ガス保安法という別々の法規で規定しており、さらに、高圧ガス保安法には海外との間で相互認証の制度が整備されていません。このために、日本から海外に燃料電池自動車を輸出するには、圧縮水素自動車燃料装置用容器と容器附属品について、高圧ガス保安法に基づく国内での認可とは別に、輸出先の国ごとの認可を取得する必要があります。また、海外から燃料電池自動車を輸入する際にも煩雑な手続が必要となります。</p> <p>具体的に言えば、海外で製造した燃料電池自動車を国内に輸入する場合には、事前に燃料電池自動車から圧縮水素自動車燃料装置用容器とその附属品を取り外して国内に輸入した上で、高圧ガス保安法に基づく認可を取得し、刻印を押してから再度海外に輸出し、海外で改めて燃料電池自動車に当該圧縮水素自動車燃料装置用容器とその附属品を装置した上で、国内に輸入し、燃料電池自動車としての車両認可を取得する必要があります。</p> <p>国内においても海外と同様に車両と圧縮水素自動車燃料装置用容器をパッケージとして取り扱うことにより、海外との間で基準調和又は相互認証が可能になれば、車両、圧縮水素自動車燃料装置用容器と容器附属品の認可取得が簡素化され、国際競争力のある日本の燃料電池自動車をグローバルなマーケットに投入していくことが可能になります。</p>	<p>HFCV-gtr(水素・燃料電池自動車の世界統一技術基準)を国内法規に齟齬なく受け入れ、その後相互認証を実現するため、燃料電池自動車について、道路運送車両法の保安基準と高圧ガス保安法の保安基準を整理した上で、ドイツ、米国等諸外国の事例を踏まえ、経済産業省、国土交通省及び事業者によるパッケージ化に向けた検討会を実施するべきである。</p>	<p>道路運送車両法 高圧ガス保安法</p>	<p>経済産業省 国土交通省</p>
●	40	車両	圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る年号等の表示方法の統一化	<p>現行法規では「容器検査に合格した年月日」、「充てん可能期限年月日」、「附属品検査に合格した年月日」、「容器再検査の年月日」及び「附属品再検査の年月日」を年月日で表示することを規定していますが、実際の運用では、容器への刻印(日-月-年/西暦の下2桁)と車両に貼付された車載容器総括証票(年-月-日)で表示順番が異なり、さらに車載容器総括証票、容器再検査合格証票では西暦表示と和暦表示が混在して運用されている状況です。</p> <p>例えば『15-12-13』と表示されていた場合、2015年12月13日か2013年12月15日なのか、判別しづらく誤認識の恐れがあります。</p> <p>「容器検査に合格した年月日」や「充てん可能期限年月日」の年月日の表示方法(表示順番と和暦/西暦)を法規に明記することで、認識間違いが生じることを防止すべきと考えます。</p> <p>特に燃料電池自動車においては、今後の普及拡大に伴い、これまでのような容器の専門家に限らず幅広い関係者が燃料電池自動車の継続検査時、水素充てん時などに「容器検査に合格した年月日」や「充てん可能期限年月日」を確認することになることから、表示方法を統一化することは圧縮水素自動車燃料装置用容器の安全確保の点から有益です。</p>	<p>圧縮水素自動車燃料装置用容器及びその附属品に係る「容器検査に合格した年月日」、「充てん可能期限年月日」、「附属品検査に合格した年月日」、「容器再検査の年月日」、「附属品再検査の年月日の刻印」及び車載容器総括証票、容器再検査合格証票の年月日の記載について、年号の表示及び年月日の記載順を統一するべきである。</p>	<p>高圧ガス保安法 容器保安規則 容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示 高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈(通達)</p>	<p>経済産業省</p>

WG優先項目	No.	分野	事項名	規制の現状と課題	規制改革の内容(案)	所管省庁	
●	41	車両	燃料電池自動車に係る車両の継続検査と圧縮水素自動車燃料装置用容器の再検査の有効期限の整合	燃料電池自動車の継続検査は車検満了日1月前から検査を受けることができるため、これと整合するために、現行の容器保安規則では、容器再検査の有効期限を2年1月と規定しています。実際には運輸局指定の民間車検場では保安基準適合標章を交付できるため、車検満了日から45日前に検査を行い保安基準適合標章を交付することが可能とされています。このため車検満了日の45日前から31日前までの間に燃料電池自動車の継続検査を受けるために、容器の再検査を受けると、次の継続検査有効期限の前に、容器の再検査有効期限が切れるという不整合が生じます。そこで、容器保安規則で規定する圧縮水素自動車燃料装置用容器の容器再検査の有効期限を2年1月から2年2月に延長させるべきであると考えます。これにより燃料電池自動車の継続検査の有効期限の前に、圧縮水素自動車燃料装置用容器の再検査有効期限が切れるという不整合を防止し、圧縮水素自動車燃料装置用容器の安全な運用を実現させることができます。	圧縮水素自動車燃料装置用容器の容器再検査の有効期限について、自動車検査登録制度に基づく車両の継続検査のサイクルを勘案し、2年1月から2年2月に延長するべきである。	高圧ガス保安法 容器保安規則	経済産業省
●	42	車両	車載容器総括証票に対するガスの種類の記載追加	現行法規では圧縮水素自動車燃料装置用容器への充てん時に、容器に表示された充てんすべき「ガスの種類」を確認することを求めています。容器の表示に代わるものとして現行法規では車載容器総括証票が規定されていますが、充てん時に容易に見える同証票にはガスの種類を記載する項目がないために、容器本体の刻印事項を確認する必要があります。この確認のためには、車両の下側にもぐりこんで直接容器の刻印を読み取る必要が生じますが、毎回のガス充てんの都度このような確認作業を行うことは実際的ではありません。	圧縮水素自動車燃料装置用容器にガス充てんする際に確認すべき事項につき、使用者が車載容器総括証票ですべて確認できるよう、車載容器総括証票にガスの種類を記載する項目を新設すべく検討し、結論を得るべきである。また、当該項目の新設にあたっては、より確実に簡便に記載事項を確認できるよう車載容器総括証票の一部に同証票の記載事項をQRコードあるいはバーコード等で表示することにつき併せて検討し、結論を得るべきである。	高圧ガス保安法 容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示	経済産業省
●	43	車両	燃料電池自動車盗難時の届出手続の簡素化	高圧ガス保安法第63条は、高圧ガス容器の所有者(又は占有者)は容器が盗まれた際、都道府県知事又は警察官に事故届を提出するよう義務付けています。当該規定は産業用の高圧ガス容器を想定したものです。燃料電池自動車の所有者は車両の盗難被害届と、圧縮水素自動車燃料装置用容器の事故届の両方を行う必要が生じます。また、所有者が高圧ガス保安法の規定を理解していないと、車両の盗難被害届しか出さない可能性もあります。	燃料電池自動車が盗難にあった際、警察署へ車両の盗難被害届を提出すれば、都道府県知事又は警察官への圧縮水素自動車燃料装置用容器の事故届の提出は不要とすべく検討し、結論を得るべきである。	犯罪捜査規範 高圧ガス保安法 高圧ガス保安法施行令 一般高圧ガス保安規則	警察庁 経済産業省
●	44	車両	燃料電池自動車からの一般住宅等への給電(V2H)の実施に向けた電気事業法の整備	これまで、一般住宅等に導入される定置用燃料電池については、その普及に向けた規制の再点検の結果として、小出力発電設備(一般用電気工作物)に位置づける電気事業法の整備が平成17年になされたところです。しかしながら、整備された規定は定置用燃料電池を想定したものであるため、圧縮水素ガスを燃料とし改質等を伴わないなど構造が異なる燃料電池自動車は、小出力発電設備としてみなされるための要件がそのまま適合できないという課題があります。	燃料電池自動車を小出力発電設備(一般用電気工作物)として位置づける法的環境整備を行うべきである。	電気事業法2条1項16号、38条等 電気事業法施行令1条1項1号等 電気事業法施行規則48条第4項5号等 発電用火力設備に関する技術基準を定める省令 発電用火力設備の技術基準の解釈	経済産業省



WG優先項目	No.	分野	事項名	規制の現状と課題	規制改革の内容(案)		所管省庁
●	45	車両	電気自動車等からの自家用電気工作物(高圧需要場所等)への給電(V2H)の実施に向けた電気事業法の整備の検討	これまで、電気自動車等からの給電を一般用電気工作物(一般住宅等)に対して行う場合については、有識者による燃料電池等活用調査委員会により平成23年度に検討が行われ、技術基準の整備(電気設備の技術基準の解釈第199条の2)など一定の成果が出てきたところですが、自家用電気工作物(高圧需要場所等)への給電を行う場合については、自家用電気工作物へのV2H(自動車を電源として住宅等に給電すること)を行う場合の技術基準の規定がないため、給電ができない懸念があるなど、検討すべき課題が多く残っている状況です。	電気自動車等から自家用電気工作物(高圧需要場所等)へのV2H(自動車を電源として住宅等に給電すること)を行う場合など、燃料電池等活用調査委員会が積み残された課題について、有識者による委員会等を活用した検討を行うべきである。	電気事業法 電気事業法施行令 電気事業法施行規則 発電用火力設備に関する技術基準を定める省令 電気設備に関する技術基準を定める省令 発電用火力設備の技術基準の解釈 電気設備の技術基準の解釈	経済産業省
●	46	車両	試験車両に搭載する圧縮水素自動車燃料装置用容器の認可制度の見直し	現行法規では公道走行を行わない試験車両に搭載する圧縮水素自動車燃料装置用容器においても容器保安規則に基づく経済産業大臣の認可取得が必要とされています。このため高圧容器の開発完了後に車両の開発を始めている状況です。 欧米では市販車両に搭載する圧縮水素自動車燃料装置用容器には認可が必要ですが、公道走行を行わない試験車両に搭載する圧縮水素自動車燃料装置用容器には認可取得が不要です。このため海外メーカーは圧縮水素自動車燃料装置用容器と車両を同時並行で開発することが可能になっています。	燃料電池自動車の開発を促進する観点から、公道走行を行わない試験車両に搭載する圧縮水素自動車燃料装置用容器については、容器保安規則に係る認可取得を不要化する、またはその手続を大幅に簡素化するなど経済産業大臣による認可制度を見直すべきである。	高圧ガス保安法 容器保安規則	経済産業省
●	47	車両	燃料電池二輪車の車両及び圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る型式認定、認可制度の整備	現行法規では車両と圧縮水素自動車燃料装置用容器の両方において二輪車が適用対象から除外されているため、燃料電池二輪車に搭載する圧縮水素自動車燃料装置用容器の認可も、また燃料電池二輪車の車両の型式認定を取得することができません。すなわち、燃料電池二輪車は、一般ユーザー向けに市場投入できない状況です。一方、欧州においては、既に燃料電池二輪車の型式認定を取得可能な法規が整備されています。	燃料電池二輪車の市場投入を可能にすべく、道路運送車両法及び高圧ガス保安法にそれぞれ二輪車に係る車両の型式認定、圧縮水素自動車燃料装置用容器の認可に係る規定を追加するべきである。	道路運送車両法 道路運送車両の保安基準 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示 高圧ガス保安法 容器保安規則	経済産業省 国土交通省
●	48	車両	事故に巻き込まれた燃料電池自動車の圧縮水素自動車燃料装置用容器からのガス放出に関する規定の整備	燃料電池自動車が事故に巻き込まれた際、圧縮水素自動車燃料装置用容器から速やかに水素を大気中に放出することで安全を確保する必要が生じる場面が予想されます。こうした場面では、当該容器に装置されている容器安全弁を作動させれば、速やかに水素を放出することができますが、一般高圧ガス保安規則第62条第2号はこのような容器安全弁を作動させる水素の廃棄方法を想定していないため、少量ずつ放出することを求める規定になっています。	燃料電池自動車が事故に巻き込まれた場合など、圧縮水素自動車燃料装置用容器より水素を速やかに大気中に放出させる必要がある場合には、容器安全弁を作動させることが認められるよう必要な措置を講じるべきである。	高圧ガス保安法 一般高圧ガス保安規則第62条第2号	経済産業省

### 3. 「低炭素社会の推進」関係

WG優先項目	No.	分野	事項名	規制の現状と課題	規制改革の内容(案)		所管省庁
	49	CO2	グリーン料金メニュー等への対応に係る地球温暖化対策推進法上のCO2排出係数の見直し	温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度により、電気の利用者は、電気の使用に係るCO2排出量の算定について電気事業者ごとに1つの排出係数(各電気事業者による調達電源の全電源平均排出係数)を用いることになっています。当該制度下においては、自ら使用する電気に関する電源やCO2排出係数を選択したいという需要家ニーズに対応した料金メニューの提示ができません。たしかに、現行制度上でもグリーン新電力など別法人を設立して料金メニューとCO2排出係数を整合させることは可能ですが、会社設立運営コスト、同時同量の達成の面で課題があります。大口需要家に供給する電力に係る排出係数の差別的優遇、これに伴う他の需要家に供給する電力に係る排出係数の悪化については、当方も同じ問題意識を持っております。	電気の使用を通じてCO2削減に貢献したいとの需要家ニーズに対応するため、温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度において、①電気事業者が、全電源平均排出係数に加え、料金メニューに応じたCO2排出係数の算定・報告することを認めるとともに、②需要家が料金メニューに応じたCO2排出係数を使用し自らの排出量を算定・報告できるよう検討し、結論を得るべきである。	地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の2 特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令第2条第4項	経済産業省 環境省
	50	省エネ	冷凍空調機器への新冷媒の使用基準の整備	冷凍空調機器に使用される冷媒のうち、現在広く使用されているR-404A等は、冷凍保安規則第2条において「不活性ガス」として限定列挙されております。「不活性ガス」に分類されている冷媒を使用して冷凍空調機器を製造する事業場においては、その他の冷媒を使用する工場に比べて、冷凍保安責任者の配置義務、定期自主検査の実施義務などの要件が緩和されています。一方、R-404A等の冷媒は、地球温暖化に与える影響が大きいことから、より影響の小さいHFC-32等のいわゆる「新冷媒候補」が注目されています。しかし、HFC-32等は「不活性ガス」に分類されていない「その他の冷媒」であることから、R-404A等に比べて各種義務等の負担が大きく、コスト高となることから、その普及が阻害されているとの指摘があります。	現在主に使われている冷媒に比べて、地球温暖化に対する影響が小さいHFC-32等のガスについて、冷凍空調機器の冷媒として円滑に使用できるよう、利用に伴う条件の緩和や適用除外の措置を講じることについて検討し、結論を得るべきである。	高圧ガス保安法 冷凍保安規則第2条、36条	経済産業省
	51	廃棄物	PCB含有絶縁油に係る処理対象基準の明確化	現行のポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法(以下「PCB特措法」)は、意図的にPCBを使用した高濃度PCB廃棄物を想定した法律であり、微量PCB汚染廃電気機器の存在はPCB特措法の施行後に明らかになっています。そのため、PCB廃棄物の対象となる絶縁油中のPCB濃度基準が規定されておらず、現状では平成16年2月17日付産業廃棄物課長通知「重電機器等から微量PCBが検出された事案について(産発第040217005号通知)」により、PCB廃棄物の処理目標となる濃度基準を準用しています。また、準用基準は米国やEU等先進諸外国の基準より厳格であり、国際的な整合が取られていません。そこで、新たに微量PCB汚染廃電気機器等の含有濃度に応じた環境への影響を最新のリスク評価手法を用いて改めて評価しつつ、リスクに応じて合理的な微量PCB汚染廃電気機器等の処理促進策の検討が必要であり、その結果に基づき可及的速やかな措置を講じることが考えます。	微量PCB汚染廃電気機器等に封入されている絶縁油中のPCB濃度基準について、含有濃度に応じた環境への影響を最新のリスク評価手法を用いて評価し見直すべきである。	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法 重電機器等から微量PCBが検出された事案について(環廃産発第040217005号通知)	環境省
	52	廃棄物	廃棄物の該当性判断における取引価値の解釈の明確化	廃棄物の該当性判断については、「物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無、占有者の意思」をもって総合的に判断する(平成17年8月12日付産業廃棄物課長通知)こととなっていますが、産業副産物の発生者から需要家までの間の輸送コスト(発生者負担コスト)が物の販売価格を上回る場合には、その要素のみをもって「廃棄物」と判断する自治体もあり、産業副産物の有効利用が阻害されています。したがって、(発生者が経営上の経済合理性に基づき負担する輸送コストの多寡にかかわらず、)需要家が副産物を有償(有価)で購入しているときは、その市場において「取引価値は有る」ものとして扱うよう、解釈をより明確化する必要があります。	廃棄物の該当性判断については、課長通知(環廃産第05081003号)にて、物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無、占有者の意思をもって総合的に判断することと定めていることから、販売価格より運送費が上回ることのみにより廃棄物と判断する自治体がないように需要家が当該物を有償で購入している場合は、「取引価値は有る」ものとして扱うよう、解釈をより明確にすべきである。	行政処分の指針について(通知)(環廃産第050812003号)	環境省